

厚生労働省発子 0514 第 1 号  
令和 2 年 5 月 14 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公 印 省 略)

令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和 2 年度補正予算分）分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和 2 年度補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

## 別 紙

### 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱

#### （通則）

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿拡大に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。  
「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（安全対策事業）における次に掲げる事業
  - ① 都道府県及び市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が新型コロナウイルス感染症対策として行う事業
  - ② 都道府県等が実施主体として認めた者が新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対して都道府県等が補助する事業

#### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### （1）直接補助事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

##### （2）間接補助事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較

して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14

条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。

(10) 間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (7) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(4) 及び (5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、

(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、令和2年6月12日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて令和2年6月12日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、令和2年6月12日

までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7による交付申請書又は8による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)及び(2)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて令和3年4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受領したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて令和3年4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から1か月を経過した日）又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

## 別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内(令和元年度の実支出額との合計)	保育環境改善等事業を実施するために必要な需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、委託料、備品購入費、リース料	10/10
間接補助事業	保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内(令和元年度の実支出額との合計)	保育環境改善等事業を実施するために必要な需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、委託料、備品購入費、リース料	10/10

## 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。



厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事  
〇〇市町村長

印

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)について令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づき確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

厚生労働大臣殿

〇〇 都道府県知事  
〇〇 市町村長

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円  
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)所要額調書(別表1)
- 3 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)所要額調書(都道府県事業)

都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)					( )			10/10
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県 補助額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨ 円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)								※1	※2
小計(間接補助事業分)								0	0

合計								0	0
----	--	--	--	--	--	--	--	---	---

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分の⑤欄には別表2の③の額を記入すること。
2. 直接補助事業分の⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. 直接補助事業分の⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. 直接補助事業分の⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. 間接補助事業分の⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)所要額調書(市町村事業)  
市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)					( )			10/10
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準 額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村 補助額 ⑦ 円	国庫補助 基本額 ⑧ 円	国庫補助 所要額 ⑨ 円
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)								※1	※2
小計(間接補助事業分)								0	0
合計								0	0

1. 直接補助事業分の⑤欄には別表2の③の額を記入すること。
2. 直接補助事業分の⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. 直接補助事業分の⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. 直接補助事業分の⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. 間接補助事業分の⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

別表2

26-6 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）（直接補助事業分）

(2) 環境改善事業

都道府県  
市町村名

⑦-2 安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合

対象施設数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③	購入等する備品等 ④			施設等の 消毒 ⑤
			1. 子ども用マ スク	2. 消毒液	3. その他の備品等	
か所	円	円 ( )	【選択】	【選択】	【自由記述】内訳	【選択】

(記載上の注意)

- ②欄は、令和2年度の支出予定額を記載し、令和元年度に支出した額は含めないこと。
- ③欄には、上段の( )に施設ごとに算出した令和元年度の支出予定額の合計を記載し、下段に①欄に記載した対象施設数に50万円を乗じた金額から( )内の額を除いた金額を記載すること。
- ④欄は、該当するものについて、プルダウンリストから「○」を選択すること。  
なお、「3. その他の備品等」に該当する場合は、備品等の品目(例:体温計等)を記載すること。
- ⑤欄は、業者へ委託等を行い施設等の消毒を行う場合について、プルダウンリストから「○」を選択すること。

別表2

26-6 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）（間接補助事業分）  
 （2）環境改善事業

都道府県  
 市町村名

⑦-2 安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	自治体補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×10/10)	購入等する備品等 ⑪			施設等の 消毒 ⑫	
										1. 子ども 用マスク 【選択】	2. 消毒液 【選択】	3. その他の備品等 【自由記述】内訳		
					( )									
					( )									
					( )									
					( )									
					( )									
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	円 0	円 0	か所 0	か所 0	か所 0

（記載上の注意）

- ⑤欄には令和2年度の支出予定額を記載し、令和元年度に支出した額は含めないこと。
- ⑥欄は、上段の( )内に令和元年度の支出予定額を記載し、下段に50万円から令和元年度の支出予定額を除いた額を記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑪欄は、該当するものについて、プルダウンリストから「○」を選択すること。  
 なお、「3. その他の備品等」に該当する場合は、備品等の品目(例:体温計等)を記載すること。
- ⑫欄は、業者へ委託等を行い施設等の消毒を行う場合について、プルダウンリストから「○」を選択すること。

厚生労働大臣殿

〇〇道府県知事

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

道府県名 \_\_\_\_\_

市町村名	国庫補助基本額	国庫補助所要額
合計（市町村分）		



< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

東京都知事

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）国庫補助所要額市町村別内訳表

東京都

市町村名	国庫補助基本額	国庫補助所要額
合計（市町村分）		

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付決定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号厚生労働省事務次官通知の別紙「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。  

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)		
合計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)		
合計		

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)変更交付決定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事



1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)変更交付決定調書  
市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)		
合計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)		
合計		

< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇 都道府県知事  
〇〇 市町村長

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)精算書(別表1)
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)精算書(都道府県事業)

都道府県名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)					( )			10/10			
小計(直接補助事業分)											

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨	国庫補助金交付決定額 ⑩	国庫補助金受入済額 ⑪	差引過不足額 ⑫(⑪-⑨)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)								※	※2			
小計(間接補助事業分)												

合計								0	0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分の⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記入すること。



別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)精算書(市町村事業)

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	国庫補助金交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金受入済額 ⑩ 円	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)					( )			10/10			
小計(直接補助事業分)											

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円	国庫補助金交付決定額 ⑩ 円	国庫補助金受入済額 ⑪ 円	差引過不足額 ⑫(⑪-⑨) 円
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)								※	※2			
小計(間接補助事業分)												

合計								0	0	0	0	0
----	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分について、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分の⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

26-6 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）（直接補助事業分）

都道府県  
市町村名

（2）環境改善事業

⑦-2 安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合

対象施設名 ①	対象施設の類型 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×10/10)	購入等した備品等 ⑪			施設等の 消毒 回数 ⑫
										1. 子ども 用マスク 枚数	2. 消毒液 数量	3. その他の備品等 品目 数量	
						( )							
						( )							
						( )							
						( )							
						( )							
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円※1 0	円※2 0	円 0	枚 0	個 0		回 0

（記載上の注意）

- ②欄は、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設など施設類型を記載すること。
- ⑥欄は、令和2年度の実支出額を記載し、令和元年度に支出した額は含めないこと。
- ⑦欄は、上段の( )内に令和元年度の実支出額を記載し、下段に50万円から令和元年度の実支出額を除いた額を記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑪欄は、該当するものの購入数量を記載すること。なお、「3. その他の備品等」に該当する場合は、備品等の品目(例:体温計等)及び数量を記載すること。
- ⑫欄は、業者へ委託等を行い施設等の消毒を行った場合にその回数を記載すること。

別表2

26-6 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）（間接補助事業分）  
 (2) 環境改善事業

都道府県  
 市町村 名

⑦-2 安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合

対象施設名 ①	対象施設の類型 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	自治体補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×10/10)	購入等した備品等 ⑫				施設等の 消毒 回数 ⑬	
											1. 子ども 用マスク 枚数	2. 消毒液 数量	3. その他の備品等 品目 数量			
						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
か所 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	枚 0	個 0				回 0

(記載上の注意)

- ②欄は、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設など施設類型を記載すること。
- ⑥欄は、令和2年度の実支出額を記載し、令和元年度に支出した額は含めないこと。
- ⑦欄は、上段の( )内に令和元年度の実支出額を記載し、下段に50万円から令和元年度の実支出額を除いた額を記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑫欄は、該当するものの購入数量を記載すること。なお、「3. その他の備品等」に該当する場合は、備品等の品目(例:体温計等)及び数量を記載すること。
- ⑬欄は、業者へ委託等を行い施設等の消毒を行った場合にその回数を記載すること。

厚生労働大臣殿

〇〇道府県知事

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分



< 番 号 >  
令和 年 月 日

厚生労働大臣殿

東京都知事

印

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）国庫補助精算額市町村別内訳表

東京都

市町村名	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額
合計（ 市町村分）				

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

< 番 号 >

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付額確定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。  
(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)  
※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

(施行注意)

( )内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。